

発議第1号

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

令和4年4月28日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会運営委員会

委員長 國 吉 雅 和 

賛成者 副委員長 大 城 行 治 

委員 上 地 榮 

委員 津 波 古 菊 江 

委員 神 谷 嘉 栄 

委員 長 濱 宗 則 

委員 比 嘉 幸 雄 

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成29年読谷村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。